

インボイスセミナー 用語集

この用語集は、「いよいよ始まったインボイス制度対応セミナー」用に作成したものです。また用語集は、セミナーのフォローを目的として作成している都合上、法的な定義と若干ニュアンスを変えた内容のものもあります。その点、あらかじめご理解ご了承のほどよろしくお願いいたします。

業務委託(ぎょうむいたく)

一般にサロンとの業務委託契約書の内容に基づき、働くスタッフ。多くの場合、サロン側が集客を行い、業務委託にアテンドするような流れになっている。薬剤やアシスタントなども基本、サロンが提供する。なお業務委託は、契約の範囲を超える業務をしなくて良い。

フリーランス

一般にサロンとの業務委託契約書の内容に基づき、働くスタッフ。多くの場合、集客や薬剤、アシスタントなどもフリーランス側でまかなう。サロン側から場所だけを借りる、いわゆる「面貸し」。基本的には、サロンとの契約に基づき、自分の自由な時間で働くことができる。フリーランスは、業務委託の一類型。

一人経営者

店舗を持ち、従業員を採用せず、一人で営業をしている個人や法人。

消費税

商品の販売やサービスの提供に対してかかる税金のこと。令和元年(2019年)10月に、10%(国 7.8%、地方 2.2%)へ引き上げられた。その際、「軽減税率制度」が実施された。原則として、基準期間や特定期間の年間課税売上が1,000万円超(=1,000万円以上)の個人や法人が納税する義務がある。

消費税の基準期間

2年前の課税期間を指します。例えば、令和3年(2021年)の課税売上高が1,000万円超の場合、令和5年(2023年)に消費税の課税事業者となる。

課税売上高(かぜいうりあげだか)

消費税が課される取引の売上金額と輸出取引等免税売上金額の合計額から、その取引に関する売上返品、売上値引、売上割戻にかかる金額を差し引いたもの。いわゆる「税抜きの上高」のこと

軽減税率制度(けいげんぜいりつせいど)

特定の品目の課税率を他の品目に比べて低く定めること。日本では令和元年(2019年)に消費税率が10%に引き上げられた際、導入された。具体的には、食料品や新聞などが軽減税率の対象品目となり、税率は以前の8%のまま据え置かれることになった。

売上消費税

売上にかかる消費税の合計額のこと。例えば、1,000 円のシャンプーの消費税は 10%なので、100 円。これを 10 本売った場合は、 $100 \text{ 円} \times 10 = 1,000$ 円となる。

仕入消費税

仕入にかかる消費税の合計額のこと。例えば、上記のシャンプーを 700 円で仕入れた場合の消費税は、70 円。これを 10 本仕入れた場合は、 $70 \text{ 円} \times 10 = 700$ 円となる。

仕入税額控除(しいれぜいがくこうじょ)

消費税を納税する場合は、「売上消費税－仕入消費税」分を納税するという制度。例えば、上のシャンプーで言うなら、売上消費税 1,000 円－仕入消費税 700 円＝300 円が納税額になる。これにより、消費税の二重課税を防ぐことができる。

消費税還付(しょうひぜいかんぷ)

売上消費税額よりも、仕入消費税額が多かった場合、払い過ぎた分が返金される仕組みのこと。例えば、ある年の売上消費税が 100 万円で、仕入消費税が 150 万円だった場合は、 $150 \text{ 万円} - 100 \text{ 万円} = 50 \text{ 万円}$ が還付金として戻ってくる。一般に、店舗をオープンした時や改装した時の費用、サロンの設備など高額なものを買った場合は、仕入消費税額が高くなる。そうした大きな買い物をした時に消費税還付が行われることがある。

消費税の納税方式

現状は、①原則課税(一般課税)、②簡易課税、③2 割特例の 3 パターンがあり、課税事業者となりインボイスを取得した際は、そこから選択できる。

詳細は、動画中の資料を参照。ちなみに、消費税還付を使う場合は、原則課税しか選択できない。

インボイス制度

インボイスとは「適格請求書」のことで、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるためのもの。この保存方式について制度化したのが、インボイス制度。詳しくは、動画中の資料を参照。制度の施行にあたり、インボイス事業者となるハードルを下げるため、最近、様々な経過措置、軽減措置が講じられている。

8割控除(はちわりこうじょ)

インボイスを取得した課税事業者に適用される経過措置のひとつ。インボイス番号の記載などのない請求書の消費税額の8割が控除される制度。この場合、例えば、消費税額が100円だった場合、その8割である80円が経費として認められる。便宜的に「8割特例」と呼ばれることもある。2023年(令和5年)10月現在、2026年(令和8年)9月末日までの経過措置として運用されている[2026年(令和8年)10月～2029年(令和11年)9月末日までは「5割控除」に変更予定]。

2割特例(にわりとくれい)

免税事業者がインボイスを登録し、課税事業者となった場合の特例。具体的には、2023年(令和5年)10月1日から令和8年9月末日までの期間、左記のインボイス事業者の消費税の納税額は2割に軽減するという措置。例えば、年間の課税売上800万円の事業者の場合、通常、納税する消費税額は80万円だが、2割特例を使うと、16万円に軽減される。ただし、前々年の課税売上が1,000万円超だった場合は、2割特例が使えない。

簡易課税の2年縛り

消費税の納税方式で、簡易課税(詳細は動画中の資料を参照)を選択した場合、2年間は他の納税方式に移行できないという決まり。

インボイス取得の2年縛り

2024年(令和6年)1月2日以降にインボイスを取得した事業者は、2年間はインボイスの登録取り消しができないという決まり。これに対して、2023年(令和5年)までにインボイスを取得した事業者がインボイスを取り消す場合は、所定の手続きを踏めば翌年には取り消すことができる。ちなみに、この決まりにおいて、2024年1月3日に登録した場合、最短でインボイスの登録取消の届出を出しても、「2024年1月3日から12月31日まで」「2025年」「2026年」は消費税の申告と納税を行うことになる(実質、2年以上になる)。また、インボイスを取り消す場合は、取り消す年が始まる15日前に手続きをする必要がある。

課税事業者から免税事業者に戻る場合の注意点

免税事業者に戻る年の前日までに所定の手続きを行う必要がある。これに対して、先述したインボイスを取り消す場合は、取り消す年が始まる15日前に手続きをする必要がある。インボイスを取得済みの課税事業者が免税事業者に戻る場合は、このタイムラグを考慮し、取り消す年が始まる15日より以前に、インボイスおよび課税事業者の取り消しの手続きを行う必要がある。

以上